

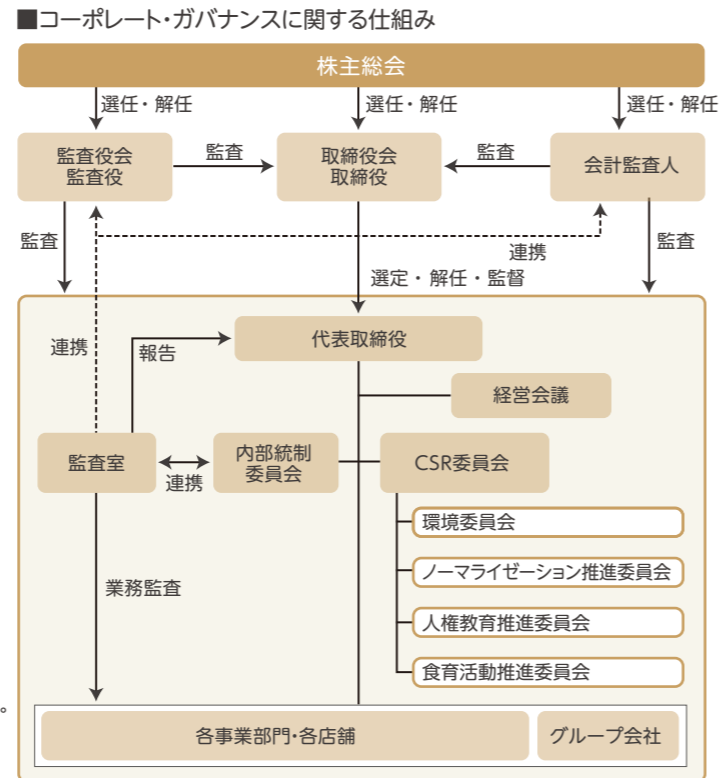
コーポレート・ガバナンス※1

経営の効率化と公平性・透明性の実現に向けた体制を整えています。

経営上の最高意思決定機関である取締役会を毎月開催するほか、経営意思決定のための協議機関として、経営会議を毎月2～3回実施しています。取締役会は2015年5月1日から施行された会社法改正にともない社外取締役1名を選任、取締役8名・監査役4名（うち2名は社外監査役）の計12名で構成され、社外の方に幅広い視野から企業戦略に対して助言がされています。

さらに、健全な企業活動の仕組みを整備運用する「内部統制委員会」を組織し、コンプライアンスに関する事項全般について情報収集や対策を立案し、その内容を委員長に報告・指示を受ける体制を整えています。2015年度は4回会議を開催し、検討事項としては内部統制評価についての経過報告や検証が行われました。

※1 コーポレート・ガバナンス
企業価値を長期的、総合的に向上するために、企業の意思決定が健全になされる仕組みのこと。



コンプライアンス

コンプライアンス浸透に向けた組織・風土づくりを進めています。

法令順守と企業倫理確立のため「平和堂マニュアル」を全社員に配付、携行しています。このマニュアルには「わたしたちの行動基準」という業務全般において順守すべき事項が明示されており、コンプライアンスに関する行動規範を周知するとともに、一人ひとりの意識を高めています。

また、現場の声を取り入れる内部通報制度として「平和堂クリーンライン」を設置し、倫理・法令順守体制を強化しています。さらに、各店舗において日常的に発生する事件や事故などに素早く対応するため、社内ネットワークを利用した「事件・事故報告」によって、迅速な解決と情報を共有できる体制を構築しています。

2015年度は重要な事象となる法令倫理違反はございませんでした。

個人情報保護に関する取組み

事業活動を通じてステークホルダーの皆様から取得した個人情報は大切に取り扱い、個人情報の保護に取り組んでいます。

平和堂の社内規定は、個人情報保護方針を筆頭に「個人情報管理規程」「パソコン管理マニュアル」「HOPカード情報の利用申請マニュアル」など、各種規程・マニュアルを作成し、個人情報の漏洩、滅失などの防止に努めています。

わたしたちの行動基準

- ①法令や諸規則・規程の順守**
法令はもちろんのこと、社内諸規則・規程を順守する。また、諸規則・規程は社内ネットワークにて開示し、閲覧可能。
- ②公正な商取引・約束の履行**
お取引先様に対する優越的地位の濫用、原価を無視した極端な安売りや誇大広告、不正表示商品の販売を禁止する。
- ③情報の開示と管理**
秘密保持義務のある契約や社内的に営業秘密とされる事項を除いて、株主様・お取引先様・地域社会などが必要とする情報は、適切な時期・方法によって正確に情報開示する。
- ④地域社会や環境への配慮**
環境の国際規格ISO14001に基づく環境マネジメントシステムによって、環境保全・改善活動に積極的に取り組む。
- ⑤会社財産の保護**
店舗や商品などは平和堂の重要な資産であることを認識し、紛失・盗難、不正使用を発見した場合、直ちに上司に報告する。
- ⑥「報、連、相」の励行**
業務全般にわたり、「報告、連絡、相談」を基本動作として身につける。
- ⑦職場秩序の維持**
お互いその人格を尊重し、いやがらせなどがない職場環境を維持する。
- ⑧大規模小売業告示10項目の順守**
独占禁止法に基づいて2005年11月に施行された「大規模小売業告示10項目」を順守する。

リスク管理体制

①災害対応体制の構築

自然災害時に対応できるように体制と機能を整備しています。

自然災害の発生時に、当社が機能や役割を回復し事業継続することを目的とした「災害マニュアル」を定めています。この規定では予防体制とともに災害発生時の対応を定めており、緊急時に情報伝達と指示・報告がとれる「危機管理連絡網」を構築しています。さらに、平和堂本部が万一災害時に使用できない場合の備えで、技能研修センターに災害対策本部が速やかに設置できる対策を構築しています。

また、「防災対策委員会」を定期的実施し、災害諸対策の検討と推進を行っています。



夜間防災対策本部設置訓練



防災訓練

②防災訓練の実施

いざという時に迅速に対応するために訓練を実施しています。

社員の防災に対する意識を高めるとともに、災害発生時に人命第一を基本に被害の最小化と各人の役割・行動を再確認するため各店舗・本部において消防訓練を定期的に行うとともに、災害時に社員の安否や出勤が可能か確認する「安否確認システム」を利用した訓練も定期的に行っています。また、平和堂本部で行われる「災害対策本部設置訓練」では、夜間など訓練時間に変化を持たせて災害対応訓練を実施しており、実施後には防災対策委員会において、実行性についての検証も行っています。

2015年度は防災対策として本部社員全員にヘルメットを用意し、非常時にすぐに着用できるようにしました。

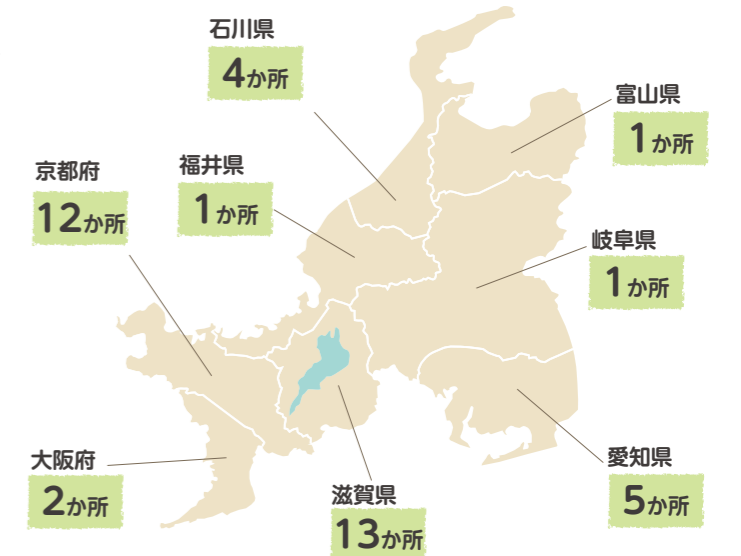
③行政との「災害協定」の締結

地域住民が安心して暮らせる街づくりに努めます。

平和堂では地域に根ざした店舗をめざし、平和堂本部や店舗エリアの地方自治体と災害協定締結を進めています。災害発生時には、店舗からの物資提供や避難場所として活用していただくなど、地域との連携を強化し地域を支える体制を整えています。

これまでに締結している行政は、物資協定においては3府県と20区市町。避難場所の協定においては6市と締結しており、2015年度新たに「災害協定」を締結した市町村は以下の通りです。

■行政との協定(2016年2月20日現在)



2015年度新規災害協定

3月 3日	宇治市・城陽市・向日市・長岡京市・八幡市・京田辺市・久御山町・宇治田原町・井出町・大山崎町(以上、京都府)
3月26日	愛荘町(滋賀県)
6月 1日	一宮市(愛知県)
8月28日	瑞穂市(岐阜県)

合計39か所